

## 2011年3月期計算書類及び有価証券報告書作成上の留意事項

2011年3月期において、「包括利益の表示に関する会計基準」、「資産除去債務に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が適用されることになりました。また、これらの会計基準の適用等に伴い、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、開示府令という)が改正されています。

そこで、本稿では2011年3月期における計算書類及び有価証券報告書の作成上の留意事項を、主要な改正点を中心に解説します。なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

### 1. 包括利益の表示に関する事項

近年、我が国の会計基準と国際的な会計基準との差異を縮小することを目的とした両会計基準のコンバージェンスの一環として、多くの会計基準等が公表、改正されていますが、その一つとして企業会計基準委員会から2010年6月30日に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、包括利益会計基準という)が公表されました。包括利益会計基準の詳細につきましては、Monthly Report Vol.20をご参照ください。

包括利益会計基準の適用により、計算書類や有価証券報告書を作成する上で、以下の点に留意が必要です。

#### (1) 有価証券報告書における主要な経営指標等の推移

有価証券報告書の「第1部 第1 1【主要な経営指標等の推移】」の「連結経営指標等」において、当期純利益金額又は当期純損失金額の下に包括利益を記載することとなりました。なお、【主要な経営指標等の推移】の各項目は当連結会計年度(以下、当期という)を含む最近5連結会計年度を記載しますが、当期より前の年度については記載の必要がなく、全て「-」になると考えられます。また、「提出会社の経営指標等」の記載については、包括利益会計基準の個別財務諸表への適用が検討段階であることから、記載しないこととされています。

#### (2) 有価証券報告書における包括利益を表示する計算書

包括利益を表示する計算書は、当期純利益を表示する「連結損益計算書」と包括利益を表示する「連結包括利益計算書」からなるいわゆる2計算書方式と、当期純利益と包括利益の表示を「連結損益及び包括利益計算書」として1つの計算書で表示する、いわゆる1計算書方式のいずれかによることとなります。どちらかの形式が原則的方法というのではなく、並列的な扱いと考えられるため、いずれかを選択して適用することとなります。

なお、いわゆる2計算書方式を採用する場合は、項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、いわゆる1計算書方式を採用する場合は、項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載することに留意が必要です。

(参考例)

| 2計算書方式                      |        | 1計算書方式                 |        |
|-----------------------------|--------|------------------------|--------|
| <b>【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】</b> |        | <b>【連結損益及び包括利益計算書】</b> |        |
| <b>【連結損益計算書】</b>            |        |                        |        |
| 売上高                         | 10,000 | 売上高                    | 10,000 |
| ----                        | ----   | ----                   | ----   |
| 税金等調整前当期純利益                 | 2,200  | 税金等調整前当期純利益            | 2,200  |
| 法人税等                        | 900    | 法人税等                   | 900    |
| 少数株主損益等調整前当期純利益             | 1,300  | 少数株主損益等調整前当期純利益        | 1,300  |
| 少数株主利益                      | 300    | 少数株主利益(控除)             | 300    |
| 当期純利益                       | 1,000  | 当期純利益                  | 1,000  |
| <b>【連結包括利益計算書】</b>          |        | 少数株主利益(加算)             |        |
| 少数株主損益調整前当期純利益              | 1,300  | 少数株主損益調整前当期純利益         | 1,300  |
| その他の包括利益:                   |        | その他の包括利益:              |        |
| その他有価証券評価差額金                | 530    | その他有価証券評価差額金           | 530    |
| 繰延ヘッジ損益                     | 300    | 繰延ヘッジ損益                | 300    |
| 為替換算調整勘定                    | △180   | 為替換算調整勘定               | △180   |
| 持分法適用会社に対する持分相当額            | 50     | 持分法適用会社に対する持分相当額       | 50     |
| その他の包括利益合計                  | 700    | その他の包括利益合計             | 700    |
| 包括利益                        | 2,000  | 包括利益                   | 2,000  |
| (内訳)                        |        | (内訳)                   |        |
| 親会社株主に係る包括利益                | 1,600  | 親会社株主に係る包括利益           | 1,600  |
| 少数株主に係る包括利益                 | 400    | 少数株主に係る包括利益            | 400    |

(出所)包括利益会計基準 参考2. 包括利益の表示例

また、連結貸借対照表の純資産の部は、「その他の包括利益累計額」の項目をもって表示されることとなります。連結貸借対照表の純資産の部の参考例を以下に示します。

(参考例)

|                  | 前連結会計年度<br>(平成22年3月31日) | 当連結会計年度<br>(平成23年3月31日) |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| ...              | ...                     | ...                     |
| 純資産の部            |                         |                         |
| 株主資本             |                         |                         |
| 資本金              | ×××                     | ×××                     |
| 資本剰余金            | ×××                     | ×××                     |
| 利益剰余金            | ×××                     | ×××                     |
| 株主資本合計           | ×××                     | ×××                     |
| その他の包括利益累計額      |                         |                         |
| その他有価証券評価差額金     | ×××                     | ×××                     |
| 繰延ヘッジ損益          | ×××                     | ×××                     |
| 為替換算調整勘定         | ×××                     | ×××                     |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | ×××                     | ×××                     |
| その他の包括利益累計額合計    | ×××                     | ×××                     |
| 新株予約権            | ×××                     | ×××                     |
| 少数株主持分           | ×××                     | ×××                     |
| 純資産合計            | ×××                     | ×××                     |
| 負債純資産合計          | ×××                     | ×××                     |

なお、その他の包括利益累計額の各項目については、XBRLの制約等により、前連結会計年度に「評価・換算差額等合計」として表示していた項目も、この項目名の区分で記載されることに留意が必要です。また、連結株主資本等変動計算書についても同様に前期数値もその他の包括利益累計額の項目で変動額を表示することになります。

### (3) 有価証券報告書における追加情報等の注記事項

包括利益会計基準の適用は、会計方針や表示方法の変更には該当せず、追加情報として注記することになり、前述の通り、前連結会計年度の数値をその他の包括利益累計額の項目で開示する旨、追加情報として開示することになります。

また、連結包括利益計算書関係の注記も新たに加わることとなりました。当連結会計年度から包括利益会計基準による包括利益計算書を作成する場合は、当連結会計年度の直前連結会計年度の包括利益の金額及びその他の包括利益の金額を注記しなければならない点に留意が必要です。なお、当連結会計年度においては、上記以外の注記は不要であり、来年度からその他の包括利益の組替調整額や税効果額を開示することになります(ただし、早期適用も可能)。

#### (4) 会社法計算書類に関する事項

包括利益の会社法計算書類での開示については、会社計算規則等で特に規定は設けられていないため、不要であると考えられます。ただし、任意に参考資料として開示することは禁止されていないと考えられています。

なお、会社法計算書類の連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の表示について、前期まで「評価・換算差額等」として区分されていた項目は、「その他の包括利益累計額」に変更して表示を行うことになる点に留意が必要です。

また、監査対象として会社法で定められている損益計算書は、売上高から当期純利益までを構成する項目を表示する計算書を指すため、任意で連結包括利益計算書を開示した場合、連結包括利益計算書等のその他の包括利益の内訳は監査対象でないと考えられています。従って、この場合は連結計算書類に連結包括利益計算書等が監査対象外であることが明らかになるように記載することが適当であると考えられているので留意が必要です。

## 2. セグメント情報に関する事項

当期から、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(2009年3月27日改正)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(2008年3月21日)が適用され、いわゆるマネジメント・アプローチを採用したセグメント情報の開示を行うこととなりました。当基準及び適用指針の適用により、以下の点に変更があります。

### (1) 有価証券報告書におけるセグメント注記事項

3月決算の上場会社であれば、既に第1四半期から新しい事業セグメント及び報告セグメントを決定していると思われるため、報告セグメントの決定の過程の解説は省略し、ここではセグメント情報の開示項目を説明します。

開示される情報は以下のとおりです。

- ①報告セグメントの概要
- ②報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
- ③報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額
- ④上記③の各項目と貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び差額の主な内容に関する事項

なお、前期のセグメント情報ですが、改正前の規定及び様式によるセグメント情報を開示するとともに、改正後の規定及び様式により作り直した前期のセグメント情報を開示する点に留意が必要です。ただし、改正後の規定及び様式により前期のセグメント情報を作成することが実務上困難である場合は、当期のセグメント情報を前期の改正前の規定及び様式により作成して開示することができるものと考えられます。なお、前期の改正前の規定及び様式によるセグメント情報が、改正後の規定及び様式により作成した前期のセグメント情報と同一になる場合、前期のセグメント情報を改正後の規定及び様式により作り直す必要はないものと考えられます。ただし、このような場合は、その旨を記載しておくことが適切であると考えられます。

(2) 有価証券報告書の「第一部 第1企業の概況～第3設備の状況」までに關する事項

セグメント情報の会計基準等が改正されたことに伴い、開示府令が改正されています。主な変更箇所は以下のとおりです。

- ・【事業の内容】
- ・【関係会社の状況】
- ・【従業員の状況】
- ・【業績等の概要】
- ・【生産、受注及び販売の状況】
- ・【研究開発活動】
- ・【設備投資等の概要】
- ・【主要な設備の状況】
- ・【設備の新設、除却等の計画】

上記のいずれもセグメント情報に關連付けて記載するもの、もしくは、セグメント情報に記載された区分により記載するもので、改正によりセグメントの区分方法が変更された場合は、改正後のセグメント情報に合わせて記載することが必要になる点に留意が必要です。なお、【業績等の概要】、【生産、受注及び販売の状況】、【研究開発活動】等については、改正後のセグメントの区分で前期との比較情報を開示する必要があると考えられますが、当期において前期との比較が実務上困難な場合は前期比を開示せず、その旨及びその理由を注書きする等により対応することも可能と考えられます。

### 3. 資産除去債務の会計処理に關する事項

当期から、企業会計基準第18号「資産除去債務に關する会計基準」(2008年3月31日)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に關する会計基準の適用指針」(2008年3月31日)が適用されることとなりました。当基準及び適用指針は、3月決算の上場会社であれば既に第1四半期から適用されているため、会計処理については特に問題ないものと思いますが、注記等については四半期と異なるため、以下の点に留意が必要です。

(1) 有価証券報告書における注記事項

注記事項として、以下のものが必要になります。

- ・資産除去債務の概要
- ・資産除去債務の金額の算定方法
- ・当期における資産除去債務の総額の増減

上記の他、見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額を記載します。また、合理的に見積ることができないため資産除去債務を計上していない場合は、計上していない旨、理由、及び当該資産除去債務の概要を記載することになります。

(2) 有価証券報告書における連結附属明細表及び附属明細表

資産除去債務に関する会計基準等が適用されたことに伴い、連結附属明細表に資産除去債務明細表を記載することとなりました。資産除去債務明細表は、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとに区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額、及び当期末残高を記載することになります。

なお、当期増加額の欄には期首時点に見積られた除去費用を含む金額を記載し、その旨を注書きするものと考えられます。

また、資産除去債務明細表に記載すべき事項が、連結財務諸表の注記事項として記載されている場合及び当期末の資産除去債務の金額が期末における負債及び純資産の合計の100分の1以下である場合には、それぞれその旨を記載することにより資産除去債務明細表の作成を省略することができます。

以下に資産除去債務明細表の参考例を示します。

(参考例)

【資産除去債務明細表】

| 区分                | 前期末残高<br>(百万円) | 当期増加額<br>(百万円) | 当期減少額<br>(百万円) | 当期末残高<br>(百万円) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 〇〇法に基づくもの         | —              | ×××            | ×××            | ×××            |
| 不動産賃貸契約に基づく原状回復義務 | —              | ×××            | ×××            | ×××            |
| …                 | —              | ×××            | ×××            | ×××            |

(注)当期増加額には、適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用(〇〇法に基づくもの×××百万円、…)を含んでおります。

この他、附属明細表の有形固定資産明細表において、適用初年度の期首時点の除去費用は、当期増加額の欄に含めて記載する点に留意が必要です。

(3) 会社法計算書類等に関する事項

会社計算規則には、資産除去債務に関する注記に係る規定がありません。ただし、資産除去債務会計基準では資産除去債務の内容、支出発生までの見込期間、適用した割引率等を注記することが求められていますので、その重要性等に応じ、その他の注記(計規98①十五、116)のひとつとして計算書類に注記することも考えられます。

なお、会社法における計算書類の附属明細書の有形固定資産及び無形固定資産の明細では、有価証券報告書の附属明細表と同じく、適用初年度の期首時点の除去費用は、当期増加額の欄に含めて記載するものと考えられます。

#### 4. その他の事項

(1) 有価証券報告書における【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】の開示について

昨年度に開示府令が改正され、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (3)行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」を記載することとなりましたが、その記載は2010年2月1日以後に開始する事業年度から適用されることになっていました。3月決算会社においては、実質的に当期より開示が必要となります。

開示の内容は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(以下、MSCB等という)がある場合、当期及び第4四半期会計期間において権利行使されたMSCB等の数、当該権利行使に係る交付株式数、平均行使価額等となります。なお、複数のMSCB等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載することに留意が必要です。

(2) 有価証券報告書の【コーポレート・ガバナンスの状況】の株式保有状況の開示について

2010年3月31日付で改正された開示府令において、コーポレート・ガバナンスの状況の記載がより充実化され、今期で2年目の対応となります。前期においては経過措置がありましたが、当期からは適用がなくなるため、株式保有状況について開示の対象等が拡大されています。以下では、銀行・保険会社を除く一般事業会社における前期との相違を中心に解説します。

##### ① 開示対象となる会社

開示対象となる会社は、主に上場会社となります。

##### ② 開示対象の株式の範囲及び対象年度

開示対象となる株式の範囲は、投資株式と定められています。投資株式とは、貸借対照表に計上されている投資有価証券のうち株式に該当するものを意味し、売買目的有価証券や関係会社株式は対象外となります。なお、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものも、投資株式に含まれることとなります。

また、提出会社が信託契約等に基づき株主として議決権を行使する権限または議決権の行使を指図する権限を有する株式については、後述する純投資目的以外の株式の範囲に当期から含まれることになった点に留意が必要です。

前期及び当期の開示対象年度及び開示対象の株式の範囲の相違を示すと、以下のとおりとなります。

|        | 2010年3月期   | 2011年3月期  |
|--------|--|---|
| 開示対象年度 | 2010年3月期の状況  | 2010年3月期及び2011年3月期の2期分                              |
| 範囲     | 投資株式<br>保有目的に応じて「純投資目的以外で保有する株式」と「純投資目的で保有する株式」に区分して開示 | みなし保有株式<br>(純投資目的以外の目的で信託財産の株式の議決権行使の権限を有する場合の当該株式) |
|        | —  |   |

③ 保有目的ごとの開示

上記②で説明した投資株式について、純投資目的以外で保有する株式と、純投資目的で保有する株式とに区分し、それぞれについて開示することになります。なお、純投資目的で保有する株式とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものをいい、純投資目的以外で保有する株式とは、取引の維持・発展を目的とするものをいいます。純投資目的以外で保有する株式には、上記②で説明したみなし保有株式が含まれます。

それぞれの保有目的に応じた開示事項等について、前期及び当期の相違を中心に示すと、以下のとおりとなります。

|            |                            | 2010年3月期  | 2011年3月期   |
|------------|----------------------------|---|--|
| 純投資目的以外の株式 | 合計額の開示                     | 銘柄数<br>貸借対照表計上額の合計<br>(上記は上場株式及び非上場株式を含みます)   |  |
|            | 銘柄別開示<br>(特定投資株式)<br>開示事項  | 銘柄(上場株式のみ。海外上場の株式を含む)<br>株式数<br>貸借対照表計上額<br>保有目的  |  |
|            | 銘柄別開示<br>(特定投資株式)<br>銘柄数   | 貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超える銘柄。銘柄数が10銘柄に満たない場合は貸借対照表計上額の上位10銘柄。  | 貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超える銘柄。銘柄数が30銘柄に満たない場合は貸借対照表計上額の上位30銘柄。                           |
|            | 銘柄別開示<br>(みなし保有株式)<br>開示事項 | —   | 銘柄数<br>株式数(議決権行使の対象となる株式数)<br>貸借対照表計上額(上記株式数に、期末時点の時価を乗じた金額)<br>保有目的(議決権行使権限やその他権限の内容) |
|            | 銘柄別開示<br>(みなし保有株式)<br>銘柄数  | —   | 上記の特定投資株式と合わせて金額の上位10銘柄を上限として開示。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合は、合わせて30銘柄になるまでみなし保有株式を開示する。     |
| 純投資目的の株式   | 開示内容                       | 非上場株式、非上場株式以外の株式に区分し、以下の項目を開示する。(銘柄別の開示は不要)<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表計上額の合計(前期及び当期)</li> <li>・受取配当金の合計額(当期のみ)</li> <li>・売却損益の合計額(当期のみ)</li> <li>・評価損益の合計額(当期のみ)</li> </ul> |  |



④ 提出会社が持株会社である場合

当期より、提出会社がいわゆる持株会社である場合には、提出会社及びその連結子会社の中で、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社(以下、最大保有会社という)について、上記③の事項を開示することになる点に留意が必要です。また、最大保有会社の投資株式計上額が連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する株式について、上記③と同じ事項を開示します(ただし、最大保有会社以外の会社については、10銘柄が開示の限度となります)。なお、提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、上位10銘柄を限度として③の事項を開示します。

⑤ 保有目的を変更する場合

純投資目的と純投資目的以外の目的の保有目的の変更を行った場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載することになります。この際、金額が僅少であっても銘柄については開示が必要と考えられている点に留意が必要です。

(3) 東日本大震災関連

東日本大震災の影響により、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類が期限までに提出できない可能性があるため、金融庁から以下の特例措置が出ています。

今回の震災を受けた特例措置として、震災により本来の提出期限までに有価証券報告書、四半期報告書等の提出がなかった場合であっても、本年6月末までに提出すればよいこととしています。

さらに、震災により、本来の提出期限までに有価証券報告書を提出できない3月決算企業などについて、9月末までに提出すればよいこととする方向で、今後、政令を整備してまいります。

「震災により」とは、本社が被災した場合のみならず、支店・工場や重要な取引先の被災により決算作業が困難となった場合など、間接的な影響によるものを含みます。

(出所)金融庁ウェブサイト

また、法務省から株主総会の開催について、東日本大震災の対応が発表されています。

東北地方太平洋沖地震の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている株式会社があると考えられます。

特定の時期に定時株主総会を開催すべき旨の定款の定めについては、通常、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用してその時期に定時株主総会を開催しなければならないものとする趣旨ではないと考えるのが、合理的な意思解釈であると思われれます。

したがって、東北地方太平洋沖地震の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、会社法第296条第1項に従い、事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならないと解されます。

(出所)法務省ウェブサイト

東北地方太平洋沖地震の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況となっている株式会社があると考えられますので、会社法の関連規定について、以下のとおりお知らせします。

会社法第296条第1項は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものと規定していますが、会社法上、事業年度の終了後3か月以内に必ず定時株主総会を招集しなければならないものとされているわけではありません。

東北地方太平洋沖地震の影響により、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じている場合には、そのような状況が解消され、開催が可能となった時点で定時株主総会を開催することとすれば、上記規定に違反することにはならないと考えられます。

なお、議決権行使のための基準日を定める場合、基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3か月以内に行使するものに限られます(会社法第124条第2項)。したがって、定款に定められた基準日から3か月を経過した後に定時株主総会が開催される場合に、議決権行使の基準日を定めるためには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります(会社法第124条第3項本文)。

また、定款に剰余金の配当の基準日を定めている場合に、その基準日株主に剰余金の配当をするためには、当該基準日から3か月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当に係る決議(会社法第454条第1項等)をする必要があります。

(出所)法務省ウェブサイト

上記の他、国税庁から各種税務上の取扱いも公表されていますので、これらも参照する必要があると考えられます。

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 下川高史  
text: takafumi shimokawa